

## 福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 本事業は、エネルギー価格・物価高騰の影響により事業コストが増える中で、業務の効率化に資する IT ツール導入による生産性の向上及び賃上げの原資確保を支援し、賃金と物価の好循環の実現を強力に推進するため、国の IT 導入補助金 2025「通常枠」（以下「国補助金」という。）に採択された事業者のうち最低賃金近傍の従業員を抱える事業者（国補助金において補助率が 1/2 から 2/3 に引き上げられた事業者（以下「嵩上げ対象事業者」という。)) の自己負担分の一部を県が補助し、負担を軽減することを目的とする。

### (交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 福岡県内に本社又は主たる事業所を有すること
- (2) 嵩上げ対象事業者であって、国補助金の額の確定を受けていること

2 交付対象者は以下に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

### (補助対象事業)

第4条 補助金は、国補助金において定められた要件に沿った IT ツールを導入する事業を対象とする。

### (補助額、補助率及び補助率等)

第5条 補助金の補助額、補助率及び補助対象経費は、別表1のとおりとする。

### (補助金の交付申請期間)

第6条 補助金の申請期間は、令和7年3月31日から令和8年1月19日までとする。

### (債権者登録の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ふくおか電子申請サービスにより債権者登録申出の申請をするものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 申請者は、次に掲げる提出書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 国補助金に係る書類(交付申請書、交付決定通知書、実績報告書及び額の確定通知書)の写し
- (3) 役員名簿(別添1)
- (4) 同意書(別添2)

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第9条 前条第1項の規定による交付申請があったときは、知事は、申請内容が適切と認める場合、交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による申請書が到達してから前項の規定による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の支払い)

第10条 補助金は、精算の方法により支払うこととし、前条第1項の交付決定及び額の確定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、精算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出期限は令和8年2月28日までとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第9条第1項の規定による交付決定を受ける前に補助金の申請を取り下げようとする場合は、交付申請取下げ書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(不交付決定の通知)

第12条 知事は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、不交付決定通知書(様式第5号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者が第3条に規定する交付対象者に該当しないとき
- (2) 第8条に規定する交付申請の提出書類に不備があり、又はその修正に応じないとき
- (3) 第9条第1項に規定する交付決定において、補助金の額が0円となるとき
- (4) 補助金の交付決定額の累計額が予算額の上限に達したとき

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第14条 知事は、適正な執行を図るため必要があると認められるときは、申請者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、又は帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、交付決定取消通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 法令又は交付要綱の定めに違反したとき
- (2) 虚偽の申請等不正行為を行ったとき
- (3) 第10条第2項に規定する提出期限までに支払いを請求しないとき
- (4) 補助事業者に対する国補助金の全部又は一部が返還となったとき
- (5) その他知事が交付決定を取消することが適当と認めたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、返還命令書(様式第7号)により補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は前項に基づき補助金を返還させるときは、返還すべき補助金の額及び返還期限を補助事業者に通知する。なお、加算金及び延滞金については、規則の定めるところによる。

(公表)

第17条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助金の内容等について公表することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月26日から施行し、令和7年度までの補助金に適用する。

別表 1

補助対象、補助額、補助率及び補助対象経費

補助対象	国補助金		補助金		補助対象経費
	補助率	補助額	補助率	補助額	
IT ツール（ソフトウェア・オプション・役務）	2／3以内	～4,500,000円	1／12以内	～562,500円	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、導入関連費

(様式第1号)

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地・住所  
申請者名  
代表者の職・氏名  
(自署又は記名押印)  
法人番号

福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金 交付申請書兼実績報告書

福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請及び報告します。

記

1 国補助金の実施状況

(1) 交付申請の内容 (変更があった場合は最終変更の内容)

①補助対象経費	円	②交付決定額	円
---------	---	--------	---

(2) 実績報告の内容

①補助対象経費	円	②確定額	円
---------	---	------	---

2 県補助金交付申請額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)

\_\_\_\_\_ 円 ※算出式により算出した額を記入すること。

3 要綱第7条の規定により取得した債権者登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

4 添付資料

- ① 国補助金に係る書類 (交付申請書、交付決定通知書、実績報告書及び額の確定通知書) の写し
- ② 役員名簿 (別添1)
- ③ 同意書 (別添2)

(注) 法人番号を所持していない申請者は登記簿謄本を添付すること。

別添 1

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

※役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、令和は R、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名を記載してください。（上記記載例参照）。

※また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、福岡県補助金交付規則第四条の二に基づき、中小企業 IT 導入・貸上げ緊急支援補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジツ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
キョウシュウ 仔吶	九州 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
フカハコ	福岡 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業部長

別添2

# 同意書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地・住所  
申請者名  
代表者の職・氏名  
(自署又は記名押印)

福岡県が国に対して、IT 導入補助金の交付状況を確認することについて、同意します。

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

所在地・住所  
補助事業者名  
代表者の職・氏名

福岡県知事

福岡県中小企業IT導入・賃上げ緊急支援補助金 交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付で申請のありました福岡県中小企業IT導入・賃上げ緊急支援補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年規則第5号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することを決定し、併せて交付の額を確定しましたので、福岡県中小企業IT導入・賃上げ緊急支援補助金交付要綱（令和7年〇月〇日6中小振第3561号。以下「交付要綱」という。）第9条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、国のIT導入補助金2025「通常枠」実績報告書に記載された事業とする。
- 2 補助金の額は、金 円とする。
- 3 補助金の確定額は、金 円とする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、規則、交付要綱で定めるところに従わなければならない。



(様式第3号)

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地・住所  
補助事業者名  
代表者の職・氏名  
(自署又は記名押印)

福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金 精算払請求書

福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金の確定額

\_\_\_\_\_ 円

2 補助金の請求金額

\_\_\_\_\_ 円

(様式第4号)

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地・住所  
申請者名  
代表者の職・氏名  
(自署又は記名押印)

福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金 交付申請取下げ書

令和 年 月 日付をもって交付申請した標記の補助金については、福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記の理由により交付申請を取下げます。

記

交付申請を取り下げる理由

(様式第5号)

番 号  
年 月 日

所在地・住所  
補助事業者名  
代表者の職・氏名

福岡県知事

福岡県中小企業IT導入・賃上げ緊急支援補助金 不交付決定通知書

令和 年 月 日付をもって交付申請のあった標記の補助金については、福岡県中小企業IT導入・賃上げ緊急支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付となった理由

(様式第6号)

番 号  
年 月 日

所在地・住所  
補助事業者名  
代表者の職・氏名

福岡県知事

福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金 交付決定取消通知書

令和 年 月 日付番 号で交付決定を通知した標記の補助金について、福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

交付決定を取消した理由

(様式第7号)

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地・住所  
補助事業者名  
代表者の職・氏名

福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金 返還命令書

令和 年 月 日付番 号で額の確定を通知した標記の補助金について、福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還すべき補助金の額

\_\_\_\_\_ 円

2 返還期限

\_\_\_\_\_ 年 月 日